

朝鮮民主主義人民共和国国土計画法

2002年3月27日、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）平壤市の万寿台議事堂で最高人民会議第10期第5回が行われ、「朝鮮民主主義人民共和国国土計画法」が採択された。この法律は、北朝鮮の国土建設に関する基本を定める法律である。

国土建設関係は、「土地法」（1977）が基本となってきた。その後、「環境保護法」（1986）、「都市経営法」（1992）、「地下資源法」（1993）、「建設法」（1993）などが制定されたが、今回の国土計画法は土地法第3章にあった国土建設に関するマスタープランである「全国国土建設総計画」を規定している点がこれらとは異なる。これまでの国土開発での反省点が反映されていると考えられる条文（第11、14条）や外国や国際機関との連携を強化する条文（第9条）もあり、新しい状況に合わせて現状を改善しようという動きも垣間見られる。

今回は、朝鮮中央通信（<http://www.kcna.co.jp/>）および『労働新聞』（2002年3月28日付）で報道された「朝鮮民主主義人民共和国国土計画法」の原文を翻訳してお伝えする。

朝鮮民主主義人民共和国国土計画法

（2002年3月27日 最高人民会議第10期第5回会議で採択）

第1章 国土計画法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国国土計画法は、国土計画の作成、批准及び実行において制度及び秩序を厳格に打ち立て、国土管理を計画的にすることに寄与する。

第2条 国土計画は国土、資源及び環境の管理に関する統一的で総合的な展望計画である。

国土計画には全国国土建設総計画、重要地区国土建設総計画、道（直轄市）国土建設総計画、市（区域）及び郡国土建設総計画が属する。

第3条 国土計画を正しく作成することは、自然を改造し万年の大系の創造物を建設し、人民にすばらしい生活環境を準備するための根本的な保証である。

国家は国土計画作成において、中央集権的、統一的指導をしっかりと保証しながら、下級単位の創発性を高く発揚させるようにする。

第4条 国土計画の批准は作成した計画を審議及び承認する重要な事業である。
国家は国土計画の審議及び承認において科学性及び現実性を保証するようにする。

第5条 国土計画を徹底して実行することは、国土の面貌を改変するための基本的な方法である。

国家は土地整理、山林造成、住民地区及び産業地区の建設、道路建設、資源開発並びに環境保護等の国土管理を国土計画に厳格に従って行うようにする。

第6条 国土計画は基本建設計画及び設計作成を基礎とする。
国家は基本建設計画及び設計を国土計画に合わせて作成し、実行するようにする。

第7条 国家は国土計画事業体系を正しく打ち立てて、人民の中に社会主義愛国主義教養を強化し、彼らが国土を愛護しつつ、国土管理事業に積極的に参加するようにする。

第8条 国家は情報産業時代の要求にあわせ、国土計画部門の技術者、専門家を計画的に養成し、国土計画事業を現代化、科学化するようにする。

第9条 国家は国土計画部門において、外国及び国際機構との交流並びに協力を強化するようにする。

第2章 国土計画の作成

第10条 国土計画の作成は、国土計画事業の第1工程である。
全国国土建設総計画及び重要地区国土建設総計画の作成は、中央国土環境保護指導機関が、道（直轄市）、市（区域）及び郡国土建設総計画の作成は、道（直轄市）国土環境保護機関が行う。

第11条 国土計画作成において守らなければならない原則は次の各号の通りである。

1. 農地を侵犯しないようにしなければならない。
2. 都市の規模を大きくしすぎないようにしなければならない。
3. 当該地域の気候風土的特性を考慮しなければならない。
4. 経済発展展望及び実利を打算しなければならない。
5. 国防上の要求を考慮しなければならない。
6. 環境を破壊しないようにしなければならない。

第12条 国土計画の展望期間は50年である。
必要な場合には、国土計画の展望期間を50年より短くすることができる。

第13条 国土計画作成の基準は、国家の国土管理政策である。
中央国土環境保護指導機関は国家の国土管理政策に基づき、国土計画作成課題を設定し、指導書を作成して、該当する機関に下達しなければならない。

第14条 国土の実態を調査、掌握せずに国土計画を作成することができない。

国土環境保護機関は、国土計画作成に必要な国土の実態を調査、掌握しなければならない。

第15条 国土環境保護機関は国土計画作成に必要な資料を該当機関、企業所及び団体に求めることができる。

機関、企業所及び団体は国土環境保護機関が求める資源実態、人口、経済発展展望、建設の実態、気象水文予報及び観測資料、環境実態、衛星写真並びに地図等の情報資料を適時に提供しなければならない。

第16条 国土環境保護機関は、国土の実態を研究、分析し、国土計画草案を作成しなければならない。この場合、関係機関と協議しなければならない。

国土計画草案には、国土開発戦略、革命戦跡地及び革命史跡地の保護、農地、山林、河川、湖及び海の利用、資源開発、都市及び農村の形成、休養地区開発、産業地区及びインフラの建設、自然環境の造成並びに美化事業等を反映しなければならない。

第17条 全国国土建設総計画は、経済、文化発展展望等を考慮して作成する。

重要地区国土建設総計画及び道（直轄市）国土建設総計画の作成は、全国国土建設総計画に、市（区域）及び郡国土建設総計画の作成は道（直轄市）国土建設総計画に基づく。

第3章 国土計画の批准

第18条 国土計画の批准手続を厳格に守ることは、国土計画の正確な実行を保証するための重要な条件である。

国土環境保護機関は、作成した全国国土建設総計画及び重要地区国土建設総計画を内閣に、道（直轄市）、市（区域）及び郡国土建設総計画を道（直轄市）人民委員会に提起しなければならない。

第19条 内閣は全国国土建設総計画及び重要地区国土建設総計画を、承認のため最高人民会議又は最高人民会議常任委員会に付しなければならない。この場合、全員会議又は常務会議で討議しなければならない。

第20条 全国国土建設総計画及び重要地区国土建設総計画は、最高人民会議常任委員会で審議し承認する。

第21条 道（直轄市）、市（区域）及び郡国土建設総計画は、道（直轄市）人民委員会で審議し承認する。

第22条 国土環境保護機関は批准された国土計画を1ヶ月以内に国家計画機関、国家建設監督機関及び地方政権機関をはじめとする該当機関、企業所及び団体に下達しなければならない。

第4章 国土計画の実行

第23条 国土計画の実行は、国土及び資源並びに環境を人民の志向及び要求にあわせて管理するための大自然改造事業である。

国土環境保護機関並びに該当する機関、企業所及び団体は、国土管理を国土計画に従って行わなければならない。

第24条 国土計画を示達された機関、企業所及び団体は、国土計画実行のための当面又は展望課題並びに年次別及び対象別の優先順位を正しく定めなければならない。

第25条 国土計画実行のための対象課題を受け取った機関、企業所及び団体は、技術課題及び建設総計画を作成しなければならない。

作成した技術課題及び建設総計画は、国土環境保護機関の合意を受けなければならない。

第26条 国土を建設又は資源を開発しようとする機関、企業所及び団体は、国土環境保護機関に申請文書を提出しなければならない。この場合、敷地調査及び環境影響評価報告書等の文書を添付しなければならない。

国土環境保護機関は、提起された申請文書を適時に検討し、承認又は否決しなければならない。

第27条 国土環境保護機関は国土建設及び資源開発を承認する場合、建設位置指定書又は国土開発承認書を発給しなければならない。

建設位置指定書の発給は建物及び施設物の建設等の場合に、国土開発承認書の発給は、資源の造成及び開発、都市及び産業地区の建設並びに保護区域及び特殊区域の設定等の場合に行う。

第28条 都市及び産業地区の領域内の建設対象に対しては、建設位置指定書を発給しない。

第29条 建設主である機関、企業所及び団体は、建設位置指定書又は国土開発承認書に基づき、建設明示（ 訳者注：都市や農村の計画設計に表された建設物の位置を正確に示すもの） 建設許可、土地利用許可及び資金支出許可等を受けなければならない。ただし、資源を開発し又は保護区域を設定しようとする場合には建設明示を受けない。

第30条 建設主である機関、企業所及び団体は、建設位置指定書又は国土開発承認書に記載されたとおりに国土を建設又は資源を開発しなければならない。

定められた期間に国土建設又は資源開発に着手できなかった場合には当該承認を再び受けなければならない。

第31条 該当する機関、企業所及び団体は、国土計画対象及びその関連施設を総合的に建設しなければならない。この場合、反復工事をなくし、労働力、資材及び資金を浪費しないようにしなければならない。

第32条 国土計画を実行した機関、企業所及び団体は、その状況を国土環境保護機関に適時に報告しなければならない。

内閣及び国土環境保護機関は国土計画の実行状況を正常に総括しなければならない。

第5章 国土計画事業に対する指導統制

第33条 国土計画事業に対する指導統制を強化することは、国家の国土管理政策を正確に執行するための確固とした保証である。

国家は現実発展の要求にあわせて、国土計画事業に対する指導体系を正しく打ち立て、指導統制を強化するようにする。

第34条 国土計画事業に対する指導は、内閣の統一的な指導の下に中央国土環境保護指導機関が行う。

中央国土環境保護指導機関は、国土計画を正しく打ち立て、正確に実行するように指導しなければならない。

第35条 中央国土環境保護指導機関は、国土計画作成に必要な資料を収集、保存及び提供することができる国土計画情報基地をしっかりと築かなければならない。

地方国土環境保護機関は、国土環境の変動実態を正常に掌握し、中央国土環境保護指導機関に報告しなければならない。

第36条 地方政権機関並びに該当する機関、企業所及び団体は、土地及び河川整理、山林造成並びに道路及び中小型発電所建設等の事業を市（区域）又は郡国土建設総計画に従って行わなければならない。

第37条 国土計画機関、労働行政機関及び該当する機関は、国土計画部門に必要な労働力、設備、資材又は資金を適時に保障しなければならない。

国土計画部門の労働力、設備、資材及び資金は、他の部門に流用することができない。

第38条 国土計画事業に対する監督統制は、国土環境保護機関及び該当する監督統制機関が行う。

国土環境保護機関及び該当する監督統制機関は、国土計画事業状況を厳格に監督統制しなければならない。

第39条 承認なく国土建設を行い又は資源開発を行う等の行為は中止させる。

第40条 国土計画に違反して建設明示を出し又は土地利用許可を行うことによって生じた損害はこれを補償させる。

第41条 この法に違反して国土計画事業に嚴重な結果を生じさせた機関、企業所及び団体の責任者並びに個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる。